

少年非行とその処遇

社会学部 4 年 眞 野 明 子

はじめに	第Ⅲ章 少年非行と再犯予防教育
第Ⅰ章 少年非行とは	第 1 節 少年院における再犯予防教育
第 1 節 少年非行の定義	第 2 節 更生保護の取り組み
第 2 節 少年非行の歴史	第 3 節 再犯予防における課題
第 3 節 少年非行の現状	第Ⅳ章 考察
第Ⅱ章 少年非行とその処遇	おわりに
第 1 節 日本における少年非行に対する処遇の流れ	参考文献
第 2 節 少年非行の関係機関	図一覧

はじめに

1997年、神戸の連続児童殺傷事件が起き、それに誘発されるかのように17歳の少年による西鉄バス乗っ取り事件（2000）、佐世保小6 女児殺害事件（2004）など、少年たちによる重大犯罪が次々に起こった。彼らの起こした事件が社会を震撼させたのは、普段「いい子」「普通の子」として生活していた少年たちが周りからは突発的と思える形で犯行に至ったからである。そのような犯罪に至った少年も、さまざまな関係機関を経て最終的に社会復帰する。その時に問題として懸念されるのが、少年による再犯である。再犯を予防し社会適応を促進するために現在どのような援助が行われているのかについて、主に少年院における矯正教育に着目し文献研究により明らかにすることを目的としている。

第 I 章 少年非行とは

第 1 節 少年非行の定義

そもそも少年非行とはどのようなものを指すのかについて定義する。少年非行については法的定義がなく、少年法では非行少年について定義づけがなされているため、ここでは非行少年の定義を述べる。

非行少年と一概に言ってもさまざまな解釈があり、非行を犯罪とするか否かについても議論がなされているところである。議論の一例としては、非行を犯した少年の健全な育成を第一に考え、少年の人間的な成長、発達を助けるための教育と環境調整を行う、少年の個別的な保護を原則とする保護主義的視点に立ち援助を行うことに重点を置き、少年の非行は犯罪ではないとする論が挙げられる。一方で少年といえども厳しい罰を与えることで罪を償わせるという厳罰主義の考え方もある¹⁾。

少年法（昭和23年制定・平成16年改正）第3条では非行少年を大きく以下の3つに分類している。

1) 犯罪少年

罪を犯した14歳以上20歳未満の者を指す。

犯罪少年の中でも刑法（明40）、暴力行為等処罰ニ関スル法律（大15）など13の法律で規定されている罪で警察に検挙された14歳以上20歳未満の者を刑法犯少年、刑法犯少年を規定する法律以外の法により規定されている罪で警察に検挙された14歳以上20歳未満の者を特別法犯少年と言う。

2) 触法少年

刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者を指す。

3) 虞犯少年

性格、行動などから判断して、将来罪を犯し、また刑罰法令に触れる行為

をするおそれのある20歳未満の者を指す。

少年法による14歳という年齢の規定は、刑法により14歳未満の者が刑事責任を問うための責任能力がないとされているからである。そのため14歳未満の者は問題となる行為を犯した場合、児童福祉法により児童相談所へ措置するのが原則となっている²⁾。

第2節 少年非行の歴史

現在、日本では少年非行の凶悪化、低年齢化がマスコミ等の報道で多く取り上げられている。しかしそれは事実であるのか、これまでの少年非行の歴史を基に明らかにする。

図1による日本の少年非行の検挙件数を見ると、戦後4つのピークを迎え現在に至ると言われている。以下にそれぞれのピークに見られる特徴を挙げる³⁾。

1) 第1のピーク（昭和20年から昭和29年）

昭和20年の敗戦から日本は激しい経済混乱期にあった。そのため戦争を背景とする貧困家庭や崩壊家庭、また親を亡くしたり、家を失うなどした戦災孤児、浮浪児が数多く出現した。また両親が健在する少年は50%以下であった。この時期の非行は貧困型・生存型非行と呼ばれ、少年たちは食べるため、生きるためといった明確な動機の下、非行を犯した。この時期は特に窃盗や横領といった財産犯が多く、殺人・暴行・強盗などの凶悪犯も目立つ。また戦後の混乱を抱え、ヒロポンと呼ばれた覚せい剤が乱用されることもあった。

2) 第2のピーク（昭和30年から昭和44年）

この時期、日本は戦後復興から高度経済成長、「貧しい社会」から「豊かな社会」への展開期にあった。その中で所得格差が生まれ、人々の中に社会的不公平感が生まれるようになった。また受験戦争の激化に伴い睡眠薬遊び

のような逃避型非行が出現し、学園紛争などが目立つようになった。この時期の非行は反抗型非行と呼ばれ、特徴として交通犯罪の増加、粗暴犯の増加、性犯罪の増加、低年齢化現象が挙げられる。

3) 第3のピーク（昭和45年から平成7年）

一時は高度経済成長を遂げた日本経済であったが、この時期になると再び低迷し、家庭生活や学校生活が不安定になり始めた。この時期の非行は学校型非行と呼ばれ、昭和58年をピークに校内暴力が頻発したり、昭和60年からいじめが社会問題として注目されるなど、学校内における少年たちの非行が目立つようになった。特徴としては一般家庭にも非行が及び始めたこと、家出や援助交際、売春などを代表とする女子非行率の増加、中学生、高校生の非行増加に伴う14、15歳といった非行少年の低年齢化、薬物乱用、遊び型非行の増加、家出、家庭内暴力などの非行の非社会化傾向が挙げられる。

4) 第4のピーク（平成8年から現在に至る）

「おやじ狩り」など遊び型非行が激化する中で少年たちの非行問題は深刻化し始め、凶悪犯の集団化も見られるようになった。また経済的には一見何の問題もないと思われる「普通の家庭の子」による突発的と思われる非行が目立つようになった。ここでいう「普通の子」の特徴としては、経済的水準が低くなく、両親が健在しており、学業成績にも目立った悪い点が見られないことなどが挙げられる。この時期の非行はいきなり型非行と呼ばれ、現代もそのピークが続いていると考えられている。

第3節 少年非行の現状

現在の少年非行の現状と特徴について述べる。ここでは平成16年版青少年白書および平成15年版犯罪白書の統計を引用する。

まず罪種別では窃盗が56.4%と最も多く、次いでバイク盗や自転車盗などに代表される占有離脱物横領が26.7%となっている。窃盗は、万引きや自転

車盗など単純な動機によって安易に行われる初発型非行が多く、平成15年に検挙された刑法犯少年のうち72.1%の10万4180人が初犯型非行であった。

次に年齢別に見ると、14～16歳の低年齢層で63.0%を占めている。中でも16歳が23.6%で最多であるが、各年齢にそれほど大差は見られない。

学職別では高校生（43.4%）中学生（26.4%）を含む学生、生徒が77.1%と最も多い。極めて低年齢であったり無職である少年が非行に至るといったケースばかりではないことが伺える。

男女別に見ると、男子75.9%、女子24.1%という内訳になっている。女子が男子に比べて極端に少ない理由として現在多くの議論があるが、大きく分けると社会的要因を重視する立場と生物的要因を重視する立場がある。社会的要因を重視する立場は、女性という性役割が社会進出を妨げ、攻撃的な行動の表出を抑制していたのではないかと、としている。一方、生物的要因を重視する立場は、例えば男性ホルモンと女性ホルモンの作用の違いや脳の機能や構造上の性差が背景にあるのではないかとしており、最近では生物的要因を重視する立場が強調され始めている。

再犯率を見ると、平成4年から25%前後を推移している。また、どの罪名においても前回検挙された犯罪については審判不開始または不処分となった者の比率が高い。これは、元々少年事件の処分は審判不開始、不処分が多いことが背景となっている。しかし、殺人、強盗、傷害などで検挙された少年は前回処分が保護観察終了となっている者の比率が高く、また犯行時に保護観察中であった者の比率も高い。総数では再犯率は27.2%であるが、殺人、強盗、強盗致死、強姦、恐喝で50%を超えていること、傷害、傷害致死、暴行、脅迫、器物破損等で40%を超えていることから凶悪犯や暴力的性格の強い犯罪で検挙された少年たちは前回検挙された段階で他の罪名に比べて要保護性がより認められていると考えられる。

少年たちが非行に至った背景について、家庭裁判所調査官研修所が発表した「重大少年事件の実証的研究」（2003）によると、①幼児期から問題行動

や非行を繰り返す、さらにいくつかの要因が重なり凶悪犯行に至るケース②表面上は問題を感じさせることがなかったが突然重大事件を犯すケース③衝動的に重大事件を犯すケースに大別される⁴⁾。また、自ら被虐待経験をもつこと、溺愛する親や期待過剰な親により養育されることも非行に至る背景の一要因としている。被虐待児は、幼い頃虐待経験をもつことにより言葉のコミュニケーションよりも先に暴力を振るう、衝動的、暴力的、破壊的な性格が形成されてしまい非行に至るケースが見られる。また、少年たちは幼少期に「自分は何でもできる」といった万能感をもち成長していく。その成長の中で年齢や経験を重ね、自己の能力や可能性の限界に気付くのである。しかし、溺愛する親により自らの欲求を充足され続けながら養育を受けた少年の多くはその万能感を年齢に相応せずにもち続け、欲求が充足されないのは自分に問題があるのではなく、親や学校といった他者に問題があると感じ、家庭外集団にうまく適応できないことがある。そしてその不満を非行を犯すことにより満たそうとするケースもある。さらに期待過剰な親による養育を受けた少年は、世間体やプレッシャーの中で親や周囲の期待に応えようと偽りの自己像をつくり、空虚な自己像に気付いたとき衝動的に犯行に至ることがある。

これらのケースから現代の非行少年の特性として家庭裁判所調査官研修所は①忍耐力・感情のコントロール能力が低いこと②社会性の未熟さ③希薄な人間関係④現実的問題解決能力の乏しさ⑤劣悪な自己イメージなどを挙げている。

また非行に至った少年たちを検挙した警察官や家庭裁判所調査官は彼らに対する捜査や調査の中で見られた非行を犯した少年の背景として①少年自身の規範意識の希薄化②少年を取り巻く環境の悪化③核家族化や地域の繋がりの希薄化による家庭や地域社会の少年問題への無関心などを挙げている。さらに現在の非行少年の特徴を遊間義一は境界例的心性と呼び、①行動が一時の感情に支配される②情緒の安定性に欠け、置かれた状況によりその情緒が大きく左右される③わがままで思いやりに欠ける④脆弱な自己像と自己肥大

の間の揺れ動きがある⑤性格が未熟であることを特徴として挙げている。

さらに少年の家庭環境については、矯正局医療分類調査（平成9年）によると少年院新収容者の家庭環境の問題として指導力欠如，交流不足を抱える少年が半数にのぼるというデータがある⁵⁾。

以上のことから、近年低年齢な少年による凶悪な非行が増えているというマスコミなどの報道は一概に正しいとは言えないことが分かる。また、突発的と思われる非行の背景にはそれまでの少年を取り巻く環境の中に、例えば適切な養育環境になかったり、対人関係をうまく築けずいたりという、何らかの原因があったと考えられる。

第Ⅱ章 少年非行とその処遇

第1節 日本における少年非行の処遇の流れ

図2に示すように、地域市民や警察に発見された少年非行ケースは警察もしくは児童相談所に通告される。そこから児童相談所所長または都道府県知事に通告され、少年の要保護性や犯罪の程度などに応じて家庭裁判所への送致、通告や児童福祉法上の措置がとられる。少年が14歳未満である場合は原則として児童福祉法上の措置を優先するが、犯罪性や少年の資質などを鑑み家庭裁判所に送致されることもある。また警察から検察官へ直接送致され、そこから家庭裁判所へ送致されるケースもある。家庭裁判所によって受理されたケースは必要に応じて少年鑑別所に送られ、そこで少年の抱える問題点を明らかにし、適切な処遇決定を行う審判のための検査や面接が行われる。それを踏まえた上で家庭裁判所調査官による調査が行われ、審判開始決定、審判不開始決定、死刑、懲役または禁錮にあたる罪の事件を少年が犯し、刑事処分が相当であると認められた場合には検察官送致決定、都道府県知事、児童相談所所長送致決定がされる。それぞれの決定に応じて児童自立支援施設、保護観察所、少年院、検察庁、少年刑務所などを經由し、社会復帰へと

繋がっていく。

第2節 少年非行の関係機関

非行少年に対してはその健全な育成のために警察，検察庁，家庭裁判所，少年鑑別所，少年院，少年刑務所，地方更生保護委員会，保護観察所など多くの機関がそれぞれの段階に応じた処理，処遇を行っている。各機関の業務について以下に挙げる。

1) 警察

非行少年を発見すると捜査，調査を行い，検察官や家庭裁判所，児童相談所へ送致するといった少年事件捜査に加え，街頭補導や被害少年保護，非行防止教室の開催，保護者に対する助言などを行っている。また全国に設置された少年サポートセンターにおいて補導活動を行っている。少年サポートセンターでは警察官のほかに少年補導職員，少年相談専門職員を配置し，より専門的な対応を行っている⁶⁾。

2) 検察庁

警察で禁錮以上の刑にあたる罪を犯した疑いがあると認められた14歳以上の少年は検察庁に送致される。検察庁では検察官により少年の犯罪について捜査が行われ，家庭裁判所での審判が適当だと判断した場合は，事件が家庭裁判所に送致される。また家庭裁判所から刑事処分が相当であるとして検察官に逆送された事件に関しては刑事裁判所に公訴を提起している。

検察官は審判において適切な処遇決定がなされるよう，犯罪の程度や少年の性格，環境などを総合的に勘案して，少年に刑罰を科すか，保護観察，少年院送致などの保護処分が適当かなど処遇に関する意見書を提出することになっている⁷⁾。

3) 家庭裁判所

非行少年に対する調査、審判を行い、少年にとって適切な処遇決定を行う。処遇決定においては家庭裁判所調査官が少年や保護者、関係者の行状や経歴、環境などについて医学、心理学、教育学、社会学といった専門的視点から行った調査結果や、少年鑑別所において行われた鑑別結果などが総合的に考慮される。また、犯行時14歳以上の少年に関しては禁錮以上の刑が相当と認められる罪を犯した事件について検察官に送致、いわゆる逆送することがある⁸⁾。

4) 少年鑑別所

家庭裁判所の調査及び審判を行うために観護の措置が必要とされる少年を収容し、その資質の鑑別を行う施設を指す。ここには14歳以上20歳未満の罪を犯した少年、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年及び20歳未満で罪を犯すおそれのある少年が家庭裁判所の決定により収容される。

資質の鑑別は、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識また技術に基づいた知能検査や性格検査、面接、行動観察などを行い、少年の素質、経歴、環境、人格などの問題点さらにそれらの相互関係を解明し、適切な処遇方針を立てることを目的として行っている。鑑別結果は処遇決定を行う審判のための資料として家庭裁判所へ送られる。少年鑑別所では少年を明るく静かな環境におき、努めて読書やレクリエーション活動を実施するとともに身上相談やオリエンテーション等を行っている。

また一般の人々から子どもの資質の鑑別や問題行動について相談を求められた時にこれに応じ、必要な検査、診断、助言を行っている⁹⁾。

5) 少年院

少年院とは、家庭裁判所から保護処分として送致されたものおよび少年法の規定により少年院において刑の執行を受けるものを収容し、矯正教育を授ける施設を指しており、平成14年4月1日現在、全国に計53庁が設置されている。

家庭裁判所から少年院送致の決定を受けた少年はその年齢、犯罪性の程度、心身の状況に応じて、男女別（医療少年院を除く）に①心身に著しい故障のない、14歳以上おおむね16歳未満の者を対象とした初等少年院、②心身に著しい故障のない、おおむね16歳以上20歳未満の者を対象とした中等少年院、③心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだ、おおむね16歳以上23歳未満の者を対象としているが16歳未満の者も収容することができる特別少年院、④心身に著しい故障のある、14歳以上26歳未満の者を対象とした医療少年院に送致される。少年をどの少年院に送致するかは家庭裁判所の審判で決定される。

法令上、少年の収容期間は原則として20歳に達するまでとされている。ただし、少年院送致決定から20歳に達するまでの期間が1年に満たない場合は、送致から1年間に限り収容を継続することができる¹⁰⁾。

6) 少年刑務所

刑事裁判において懲役または禁錮の実刑判決を受けた少年が収容される施設を指す。一般の刑務所に比べ、収容者が少年であるため、教育的な配慮を加えた処遇が行われている¹¹⁾。

7) 児童自立支援施設

不良行為をし、またはするおそれのある少年や環境上の理由によって生活指導などを必要とする少年を入所させ、健全な育成を行う施設を指す。ただし、入所方式だけではなく自宅等から施設に通う通所方式をとっていることもある。児童福祉法により都道府県に設置することが義務付けられており、個々の態様に応じた総合的な指導を行っている。施設の構造は原則小舎制であり、職員が起居を共にする自由で開放的な雰囲気の中で少年の自立支援が行われている¹²⁾。

8) 地方更生保護委員会

少年院や少年刑務所などの矯正施設に入所している少年の仮釈放や退院、少年刑務所に在監中の少年や刑の執行を猶予されたために保護観察処分を受けている少年の保護観察の仮解除決定を行っている。

また仮釈放中の行状が良くない少年について、家庭裁判所に対し少年院への戻し収容の申請、仮出獄の取り消しの決定を行っている¹³⁾。

9) 保護観察所

家庭裁判所の決定により保護観察処分を受けた少年、地方更生保護委員会より仮釈放を認められた少年などに対する保護観察の実施、少年院などの矯正施設に入所中の少年の引受人や帰住予定地に関する環境調整、また民間篤志団体の育成や非行、犯罪防止のための地域住民活動の助長を行っている。また、非行に至った少年のもつ問題性をその非行態様などの観点から類型別に把握し、各類型に応じた集団処遇、あるいはカリキュラム処遇、社会参加活動の実践に努めている¹⁴⁾。

第三章 少年非行と再犯予防教育

第II章で述べたように、日本では多くの機関が非行に至った少年に対してさまざまな処遇を行っている。その中でも少年が社会復帰に至るまでに重要となるのは再犯予防教育であると考えられる。そのため第三章では再犯予防教育について着目することにする。

第1節 少年院における再犯予防教育

非行に至った少年たちに対する再犯予防教育は矯正施設において行われている。矯正施設とは少年鑑別所、少年院、少年刑務所を指しているが、ここでは再犯予防教育である矯正教育を行うことを主たる業務とする少年院の指導内容に着目する。

少年院では、犯罪性の矯正・社会不適応原因の除去・社会生活に適應する能力の育成を目的とした矯正教育が行われている。そして、具体的には以下の5つの領域で少年たちに指導を行っている。

1) 生活指導

健全な社会生活を送る能力の育成を目的とする指導である。

主に①非行にかかわる意識、態度、行動面の問題に対する指導を始め、②資質上の問題に対する治療的指導、③情操の涵養に関する教育、④基本的な生活習慣、遵法的・自律的な生活態度および対人関係に関する指導、⑤保護環境上の問題に対する指導、⑥進路選択、生活設計および社会復帰への心構えに対する指導などが行われている。また、集団生活による相互作用を通じて対人関係のトレーニングや自己洞察なども行っている。

上記以外でも少年院では行動上の変化を促すことに重点をおく働きかけとして歩き方、立ち方、座り方、運動の仕方、挨拶や返事の仕方、掃除、洗濯の仕方、食事の仕方、ノートや原稿用紙の使い方、字引の引き方、日記や作文の書き方、仕事の仕方などの指導が行われている。また少年たちが社会で生活していくために彼らの考え方、ものの見方、感じ方についてその偏りや歪みに対する働きかけとして面接、集会指導、課題作文、日記指導、ロールプレイング、行動のレパトリーを広げていくための社会的スキル訓練、役割交換書簡法、カウンセリングなどが行われている。さらに生命の尊さを認識し、共感性や思いやり、責任感などの豊かな人間性、対人関係能力育成のための指導として小動物飼育、野菜や草花の栽培、美術、文芸作品などを活用した情操教育、社会奉仕活動、陶芸なども行っている。

2) 職業補導

勤労を重んずる態度と個性に応じた職業の選択能力を助成することを目的としている。

主な内容としては①職業指導、②生産実習、技能実習など個人の特性に応

じた職業実習，③職業情報の提供，④職業生活に関する相談助言，その他指導，⑤職業能力開発促進法など関係法令に基づいて行われる職業訓練，⑥職業指導，職業訓練の応用実習，⑦院外委嘱職業補導がある。院外委嘱職業教育とは，少年院を離れ，少年院法第13条第3項の規定に基づき委嘱した学校，事業所又は学識経験者の指導により行う職業補導及び教科教育を指し，院内で学んだことを応用して実践し，きちんとした生活ができるかどうかを確認するとともに残されている問題について考えるなど，円滑な社会復帰を図る手段として有効な方法であると考えられている。主な指導分野として男子では木工，農業など，女子ではワープロや介護サービスなどがある。また少年院在院中に職業補導に関連した資格や免許を取得する者もあり，平成13年出院者のうち男子32.8%，女子50.4%が何らかの資格，免許を取得している。主な資格，免許としてはワープロ検定，小型車両系建設機械運転，危険物取扱者などがある。

3) 教科教育

少年院では学習指導要領に準拠した教科教育や進路に応じた受験指導を行っている。また簿記，書道，ペン習字，レタリングなど，文部科学省認定の社会通信教育の受講も行っている。

4) 保健・体育

健康の回復，増進，集中力，忍耐力，持久力の涵養を目的として行われている。

少年院入院前に不健康な生活を送っていた少年も多いことから重要視されている指導のひとつである。ここでは健康管理や疾病予防などの指導と共に，さまざまな運動を通して基礎体力の向上やルールを守ることの大切さの認識，仲間との協調性の育成を目指している。

5) 特別活動

主な内容としては①自主的活動、②社会見学、奉仕活動などの院外教育活動、③クラブ活動、④レクリエーション、⑤行事といった集団で行う教育活動を指す。

これらの取り組みを通して①非行の重大性の認識②罪障感の覚せい③被害者およびその家族などに謝罪する意識の涵養が徹底されている¹⁵⁾。

また少年本人の行動変化や意識変化に対する教育だけではなく、少年が帰住する家庭環境や家族関係の調整をするために通常の面接のほか、保護者会、運動会、成人式など保護者に参加してもらう行事を行っている。行事に参加した保護者へのアンケート結果からも、保護者に少年の成長ぶりや少年院での生活を実際に見て体験してもらうことで少年院に対する理解や信頼感を深めることができ効果的であると認められている¹⁶⁾。

第2節 更生保護の取り組み

非行に至った少年に対して健全な社会生活への復帰を目指して行われる事業を更生保護と呼ぶ。更生保護の取り組みとしては仮釈放や保護観察がある。特に保護観察は非行に至った少年に社会生活を営ませながら更生を図る上で必要な生活や行動に関する一定の事項を守り、健全な生活をするよう指導監督を行い、少年本人に自助の責任があることを認識させ、就学、就職その他について補導援護することにより更生を促す取り組みである¹⁷⁾。しかし非行に至った少年の更生を図り再犯を予防するためには国の機関による指導や援助だけではなく、彼らが今後生活するであろう地域社会やそこに住む住民、そして国民全体の理解や協力が必要不可欠になってくる。そのため更生保護では民間で多くの事業を担っている。その主な更生保護の取り組みについて以下に挙げる。

1) 保護司

保護観察官と協働して保護観察や環境調整、地域社会における非行防止活動などを行う、法務大臣から委嘱された民間篤志家を保護司という。非行少年と定期的に面接を行ったり、心の支えとなるような実質的な関わりをしている。現在全国には約49000人の保護司がいる¹⁸⁾。

2) 更生保護施設

保護観察中の少年に頼るべき親族や縁故者がいない時や更生のための生活訓練を行う必要がある時などに起居させ、必要な援護措置を行うことにより改善更生を促進する民間施設を指す。現在全国に79施設が整備されている¹⁹⁾。

3) 更生保護婦人会

女性としての立場から非行に至った少年の更生の援助を行い、地域社会の非行防止活動をする女性ボランティアのことで、現在全国に約20万人いる²⁰⁾。

4) BBS会

Big Brothers and Sisters 会の略称であり、非行に至った、または至るおそれのある少年との「友達活動」を通してその更生を励まそうとする非行防止のための青年ボランティアをいう。全国に約6200人の会員がおり、市町村単位に地区組織を作り活動している²¹⁾。

5) 協力雇用主

就職の困難な非行歴をもった少年を進んで雇用してその更生に協力する民間篤志家をいう²²⁾。

第3節 再犯予防における課題

第1節、第2節で述べたように日本では少年院をはじめとする矯正施設で再犯予防を目的とする矯正教育が行われ、民間の更生保護により少年の社会

生活が支えられている。しかし、平成15年版犯罪白書によると少年院出身者の20%が再犯に至るというデータもあり、少年たちの再犯は減っていない。その原因となる問題点として被害者の視点を捉えた具体的プログラムが整備されていないこと、そして矯正教育の効果測定が明確でないことの2点が考えられる。

1) 被害者の視点を捉えた具体的プログラム

少年院における矯正教育は多くが少年個人の行動や意識、対人関係の改善に焦点を当て行われており、その中に被害者の視点を捉えた取り組みが具体的なプログラムとして整備されていない。村尾泰弘は現在の少年非行において加害少年たちが自分たちは加害者であるにもかかわらず「仲間からやれといわれたので非行を犯した」などの強い被害者意識をもっていたり、規範意識がとても希薄であるために事件の重大性が十分理解できていなかったりすることが特徴として挙げられると述べている²³⁾。矯正教育で徹底されている点にも挙げたように自らの犯した非行の重大性について十分に認識し、罪障感を覚せいすることは社会復帰後の再犯予防にも繋がることであり、そのためには被害者やその親族の心情について配慮し、加害者意識をもたせることが求められる。

このように少年個人の能力や背景に焦点を当てた日本の矯正教育に対し、諸外国では被害者との直接対面を通して少年に罪障感を覚せいする取り組みがなされている。その基となる考え方を「修復的司法」という。修復的司法は、従来の「加害者を処罰する」という考え方から「被害者が受けた損害の回復を求める」という考えへと転換したもので、犯罪を被害者と加害者、その家族を含む地域社会の問題としてとらえ、地域社会の回復力で自ら修復していこうとするものであり、主に当事者参加的対話的手法によって被害回復と加害者の更正、地域の安全を図ろうとするものである。その基本的理念としては①被害者が直接事件に関する話し合いに参加でき、加害者の処遇や扱いに関する決定の過程に直接的な関わりを持つことができること②加害者が

被害者に与えた損害を直接聞かされることにより反省を促し、責任をとらせる機会を与えること③加害者が償いを行ううえで社会的サポート体制を作ること④被害者、加害者ともに社会で生活していくための社会的サポート体制を作ることの4点が挙げられている。この考え方は日本ではまだ試行段階にあるが、アメリカ、ドイツ、オーストラリアなどではすでに取り入れられており、主に被害者と加害者と地域の人々が直接向かい合って話し合いをするカンファレンスにより実践されている。具体例としては、「ファミリー・グループ・カンファレンス（家族集団会議）」として10年程前から制度化され、現在、殺人などの重罰を除くすべての少年事犯を対象に実施されているオーストラリア、ニュージーランドのカンファレンスがある。また少年院での取り組みとしてはミネソタ州のレッドウィング少年院で行われている心理療法や行動療法をベースにした「怒りをコントロールするためのプログラム」や「家族の死や不幸を哀しむためのプログラム」「性犯罪者のためのプログラム」「薬物依存者のための自助グループ」などが挙げられ、被害者の視点に立ち加害者意識をもたせる具体的取り組みが行われている²⁴⁾。

このような例を受けて日本でも近年、実際に少年院や少年刑務所において意図的、計画的に被害者の視点を取り入れた教育がなされるよう指導案や指導要領の整備を進め、内省を深めるために働きかけるよう努めることが必要であると法務省でも述べられてきた。しかし具体的プログラムの確立は未だ実現に至っていないのが現状である。

2) 矯正教育の効果測定

少年が矯正教育を受ける上で何をもって教育効果があったと評価しているのかについて、科学的な効果測定が十分に行われているとはいえないことが挙げられる。少年院から出院する場合、ほとんどの少年が保護観察所に引き継がれ仮退院という形をとっている。そのためある程度継続的に、また他職種からの視点をもって少年に矯正教育の効果があったかを測定する機会はあるといえる。それにも関わらず再犯は減ってはいない。ただし、矯正教育は

例えば歴史などの暗記教科や数学などの答えが一つである教科とはまったく異質なものであるため、何かある一定の動作や答えを導き出すことができたから教育効果があった、と判断されるものではない。そのため、科学的な効果測定を明確にしていくことは容易ではない。しかし、矯正教育を行うことは社会復帰をした少年の再犯を予防することでもあり、そのためには明確な効果測定が必要である。

第IV章 考察

非行に至った少年の社会復帰において、特に援助が必要なものとして第1に少年個人に対する教育が挙げられる。中でも第III章で述べた矯正教育は少年の意識や行動を変化するために必要である。そして少年自身が加害者意識を十分にもち、被害者の気持ちに対して共感性をもつように指導していくことが求められる。しかし、現在はその最も徹底されるべきと考えられる非行の重大性の認識や罪障感の覚せいをするための具体的なプログラムが確立されておらず、社会復帰をするに至っても少年に本当に教育効果があったのか十分に測定する方法がないため、今後の課題であると考えられる。

第2に少年の家族が少年を支えることができるよう家庭環境を調整することが必要である。前述したように、少年院においても面会や行事への参加など家族に対する具体的な取り組みを行っているが、面会をしたり手紙を書いても少年のために生活を改善しようとする保護者が限られているのも現状である。

家庭環境の問題として保護者の指導力欠如、家族との交流不足などを抱える少年も多く、矯正局が行った、少年院に送致された少年に関する実態調査によると、少年が自身の立ち直りのために周囲に望んでいることとして「家族や周囲の理解」(35.1%)、「良き相談相手」(21.6%)、「家族問題の解決」(16.2%)が挙げられていた²⁵⁾。そのため、少年自身も更正のために家族を大きな要素として捉えていることが分かる。非行に至り少年院に送致される

まで家族と同居していた少年も多いことから退院後も家族と共に生活していく場合が多いと考えられ、少年に対する矯正教育に合わせて保護者に対する積極的な取り組みも強化が求められている。

第3に少年が社会復帰をした地域に非行を未然に防ぐための施策はもちろん、非行に至ってしまった少年に対する具体的施策を整備することも必要である。現在、平成13年2月28日申し合わせにより「少年の凶悪・粗暴な非行等問題行動について当面とるべき措置」による「最近の特異・重大事件に関する動機・原因の解明」として①内閣府により、青少年の社会的適応能力と非行に関する研究調査②文部科学省により、少年の問題行動等に関する総合的調査研究③警察庁により、少年の前兆行動についての調査を実施することとなった。今後これらの調査結果から近年の非行少年に見られる心理的・社会的要因に対してより効果的に働きかけ、非行少年の社会適応を促進し再犯を予防するような矯正プログラムを確立することが望まれている。また平成14年10月21日最終改正の青少年育成推進会議申し合わせによる「青少年育成推進要綱」により、非行の前兆となる問題行動などの段階での確な対応をすること、非行防止につながる積極的な青少年健全育成施策の実施が内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省など関係機関に求められていることが明確化され、地域における非行防止活動の強化や非行防止に関する広報啓発活動、更生保護の充実についても提言された²⁶⁾。このことから非行に対する施策の必要性については認識され、特に非行を未然に防ぐための施策は整備されてきているといえるが、非行に至ってしまった少年に対する具体的施策は未整備であることが分かる。

第Ⅱ章で諸外国の少年非行に対する取り組みとして修復的司法の考え方を挙げたが、日本では犯罪者の社会復帰援助という観点がいないために修復的司法の取り組みが諸外国に比べ遅れているのが現状である。そのため少年院を退院した少年は「非行少年」というレッテルを貼られ地域の中で疎外感を感じ、そのために就業が難しかったり適切な信頼関係を築ける他者がいなかったりすることがあると考えられる。もちろん協力雇用主や保護司、BBS会

といった更生保護の取り組みはあるが、まだ十分とは言い切れない。また前回処分から1年以内の再犯で入院したものが70%前後を推移している²⁷⁾ことから、処分後すぐの少年に対してはより密度の濃い、継続的な援助が求められる。少年にとって「居場所」となる地域社会を作ること疎外感をもたせることを防ぎ、再犯を予防するためにも非行に至った少年に対する具体的施策の整備も今後の課題であると考ええる。

現在は警察や家庭裁判所などがそれぞれの段階に応じて非行少年の処遇に当たっているが、少年に対する個別的な再犯予防教育のほかに家庭、地域社会の環境調整、また加害者である少年を受け入れる地域住民の意識を涵養していく取り組みが必要であり、それが少年の再犯予防に繋がると考える。

おわりに

今回の論文では少年の非行問題について、特に彼らに行われる再犯予防の取り組みに着目し、非行少年が社会復帰するための課題を考察した。

「いきなり型」と言われる現代の少年非行は、その背景を見ると少年だけに原因があるのではなく家庭環境や生活する地域に潜在的な問題があるなど、さまざまな要因が複雑に絡み合った結果として起こるものが多いことが分かった。そのため、少年が社会復帰するにあたり少年に対する個別的な再犯予防教育のほかに家庭、地域社会の環境調整、また加害者である少年を受け入れる地域住民の意識を涵養していく取り組みが必要であると考ええる。

また、今回は諸外国の取り組みについてその概要を挙げたがその効果については研究が至らなかった。諸外国が日本と違いどのような取り組みをしているのか、効果はあるのか、そして効果測定はどのような手法で行っているのかについて今後学習を進めたいと考えている。

注

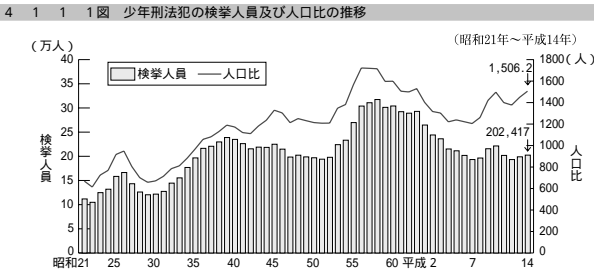
- 1) [19] 84-85頁を参照
- 2) [9] を参照
- 3) 生島 [5] 16-18頁・[19] 80-83頁を参照
- 4) 市村 [5] 68-74頁を参照
- 5) [14] 141頁を参照
- 6) [7] 105頁・[19] 22-23頁を参照
- 7) [7] 149-152頁を参照
- 8) [7] 152頁を参照
- 9) [7] 155頁を参照
- 10) [7] 156頁・[16] 204-205頁を参照
- 11) [7] 156頁を参照
- 12) [7] 134頁を参照
- 13) [7] 152頁を参照
- 14) [7] 152頁を参照
- 15) [15] 49-50頁・77-80頁・[16] 204-217頁を参照
- 16) [14] 115-117頁を参照
- 17) [7] 156頁・[20] 325頁を参照
- 18) [7] 157頁を参照
- 19) [7] 157頁を参照
- 20) [7] 157頁を参照
- 21) [7] 157頁を参照
- 22) [7] 157頁を参照
- 23) [19] 104-105頁を参照
- 24) [6] 198頁・[19] 210-215頁を参照
- 25) [15] 93頁を参照
- 26) [7] 186-203頁を参照
- 27) [17] 234頁を参照

参考文献

- [1] 石井小夜子・坪井節子・平湯真人 (2001) 『新版少年法・少年犯罪をどう見たらいいのかー厳罰化・刑事裁判化は犯罪を抑止しない』明石書店
- [2] 魚住絹代 (2003) 『女子少年院』角川書店

- [3] 家庭裁判所調査官研修所（2001）『重大少年事件の実証的研究』司法協会
- [4] 神谷信行（2002）『犯した罪に向きあうことー少年事件の臨床Ⅱ』明石書店
- [5] 生島浩（2002）『こころの科学 No.102 非行臨床』日本評論社
- [6] 少年犯罪被害者支援弁護士ネットワーク（2001）『少年犯罪と被害者の人権 改正少年法をめぐる』明石書店
- [7] 内閣府（2003）『平成15年版 青少年白書』国立印刷局
- [8] 内閣府（2004）『平成16年版 青少年白書』国立印刷局
- [9] 名古屋弁護士会子どもの権利特別委員会（2001）『少年事件・付添人日記ー更正を支える人々の役割と素顔ー』民事法研究会
- [10] 野田正彰（1999）『気分の社会のなかでー神戸児童殺傷事件以後』中央公論新社
- [11] 橋本和明（2004）『虐待と非行臨床』創元社
- [12] 藤岡淳子（2001）『非行少年の加害と被害ー非行心理臨床の現場から』誠信書房
- [13] 藤川洋子（2005）『少年犯罪の深層ー家裁調査官の視点から』筑摩書房
- [14] 法務省矯正局（2001）『家族のきずなを考える』財務省印刷局
- [15] 法務省矯正局（2001）『現代の少年非行を考える』大蔵省印刷局
- [16] 法務省法務総合研究所（2002）『平成14年度版 犯罪白書』国立印刷局
- [17] 法務省法務総合研究所（2003）『平成15年度版 犯罪白書』国立印刷局
- [18] 前田雅英（2000）『少年犯罪 統計からみたその実像』東京大学出版会
- [19] 村尾泰弘・廣井亮一（2004）『よくわかる司法福祉』ミネルヴァ書房
- [20] 山縣文治・柏女靈峰（2004）『社会福祉用語辞典』ミネルヴァ書房

図一覽



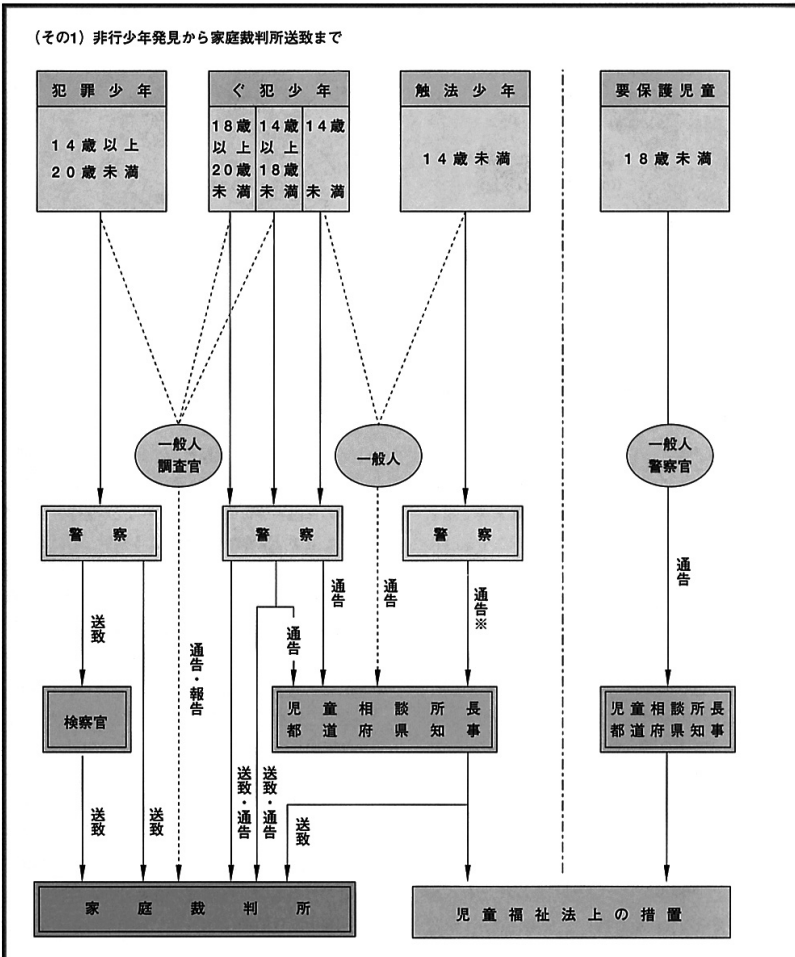
注 1 警察庁の統計及び財務省統計局の人口資料による。
 2 触法少年を含む。
 3 昭和45年以降は、触法少年の交通関係業過を除く。

図 1 少年刑法犯の検挙人員及び人口比の推移

出典：平成15年度版 犯罪白書 200頁

少年非行とその処遇

少年事件処理手続概略図



※保護者がいないか、又は保護者に監護させることが不適当な者に限る。

図2 少年事件処理手続概略図

出典：平成15年版 青少年白書 150-151頁

